

「提供精子で生まれた子－悩み告白－」を目にして

今朝の朝日新聞に「提供精子で生まれた子－講演会で悩み告白－」の報道（記事は、2 P に貼付）。

全国に1万人以上いるという人工授精（AID）で生まれた子どもたちの、既に成人している3人が始めて公の場で、偶然自らの出生の経緯を知り悩んだ思いや、社会的な支援体制、提供者の情報を知る権利の重要性を訴えたという。

この記事に接し、さもありません、と思った。両親は「我が子」が欲しいとの願いからAIDを選択したのであろうが、それで生まれた子どもも、当然、一人の人間。自らの出自を知りたいと願うのも一人の人間として至極当然の想いと思う。なぜなら、自らの出自、言い換えれば究極の「居場所はどこなのか？」ということであろう。

人間はまず「居がい（居場所）」を感じるところがあつてこそ、「行きがい」を求めてチャレンジし、アイデンティティー（生きがい）を感じるものである。

第三者的には、両親の「我が子」として生まれ育てられて来たのであり、「今更出自を知らなくても……、また、知ったところで……」と言いがちであろうが、そこが人間、自らがどう感じ、どう納得して生きるかは、その当人の心情の問題ということであろうと思う。

また、その心情の起因は、時実利彦がいうように、本能の一つとしての「集団所属の欲求」のなせる業でないかと思うだけに、人の意志では如何ともしがたいヒトの本性故でないだろうかと思う。

あえて云えば、自然の摂理に抗する出生の問題からは、こうした葛藤の問題が色々生じるのは、これまた社会性をもつ人間という名の生物故の業とも云えそう。

つい最近の「代理出産の母子関係、最高裁も認めず 夫婦の抗告棄却」の報道（記事は、3 P に貼付）も、本質的には同じような問題と思う。この夫婦は「子どもを持ち、幸福を追求する権利が侵害された」と抗告していたよう。

親が我が子を持つという幸福を追求する権利、子どもが出自を知る権利、こうした第三者的には親子関係であっても、権利と権利のぶつかり合いや葛藤の問題は、授精医療技術が益々進歩するだけに今後増えるような気がする。

それだけに、出生してくる子どもも、当然悩みもする一人の人間に育つことを意識して、「我が子を持つという幸福」を、子どもの存在、係わり合いの関係を踏まえて追求して欲しいものである。

（2005年11月27日 記）

▲ 2005年(平成17年)11月27

提供精子で生まれた子 講演会で悩み告白

第三者からの精子提供による人工授精(AID)で生まれた子どもたち3人が26日、東京都内で自助グループ設立記念の講演会を開き、初めて公の場で発言した。AIDで生まれた子は1万人以上に上るが、ほとんどは、AIDには反対。個々の家庭では問題も起きている。親や提供者の思いだけでなく、子どもの気持ちを追跡調査して欲しい」と話した。

の出自を知りたい気持ちとの板挟みに悩んでいる心情を打ち明けた。

は親から告知されない。偶然知って悩んだ思いや、社会的な支援態勢、提供者の情報を知る権利の重要性などを訴えた。発言したのは30代の男性と女性、20代の女性。講演会には、AIDを実施している慶応大の久慈直昭講師も参加。提供者のプライバシーと、子

代理出産の母子関係、最高裁も認めず 夫婦の抗告棄却

2005年11月24日21時19分

米国で代理出産によって生まれた子の出生届を自治体が受理しなかった処分を不服として、関西地方に住む50代の夫婦が処分の取り消しを求めた家事審判の抗告審で、最高裁第一小法廷(オロ千晴裁判長)は24日、夫婦の抗告を棄却する決定をした。夫婦の申し立てを却下した神戸家裁判明石支部の判断が確定した。

審判などによると、夫婦はカリフォルニア州で米国人女性から卵子の提供を受けて夫の精子と体外受精させ、別の米国人女性の体内に着床させて02年に子をもうけた。夫婦は出生届を出したが、「母と認められない」として不受理とされた。

神戸家裁判明石支部は「法律上の親子関係は、客観性・明確性の観点から、分娩(ぶんべん)した者と子との間で認めるべきだ」と判断。大阪高裁もこれを支持し、「人をもっぱら生殖の手段として扱い、第三者に懐胎、分娩による危険を負わせるもので、人道上問題がある」と述べた。子を産んだ女性と争いが生じる可能性も指摘し、代理出産の契約は「公序良俗に反して無効」とした。

これに対し、夫婦は「子どもを持ち、幸福を追求する権利が侵害された」などと最高裁に抗告したが、第一小法廷は高裁の判断を「是認できる」とした。

「正当として是認できる」と述べなかったのは、卵子は自分のものだった場合などを考慮し、代理出産全般を認めないわけではないというニュアンスを込めたものとみられる。
